「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 長野圏域(千曲地域)の減災に係る取組方針

平成 30 年 3 月 19 日

長野圏域大規模氾濫減災協議会

## 目 次

1	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	本協議会の構成員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3	長野圏域(千曲地域)の河川の概要 ・・・・・・・・・・3
4	千曲地域の取組状況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・4
5	減災のための目標・・・・・・・・・・・・・・・9
6	概ね5年で実施する取組・・・・・・・・・・・・・・・10
7	取組方針のフォローアップ・・・・・・・・・・・・・・13

#### 1 はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について〜社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて〜」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会再構築ビジョン」をとりまとめました。

国の管理河川については、沿川市町村等と協働で減災協議会を設立し、目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、平成28年8月の台風10号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の 高齢者福祉施設で9名の死者が出る被害が発生しました。

これを受け、平成29年1月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申され、ただちに「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を加速し、都道府県が管理する河川においても本格展開することが求められております。

長野県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、長野圏域の県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「長野圏域大規模氾濫減災協議会」(以下、「本協議会」という。)を設立しました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を策定し、周知することとしています。

なお、取組方針策定後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策 に取り組み、確かな対策の実施のための進捗確認等、フォローアップを行うこととしま す。

### 2 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり

機関名	代 表 者 (構成員)
長野市	市長
須坂市	市長
千曲市	市長
坂城町	町長
小布施町	町長
信濃町	町 長
飯綱町	町長
高山村	村長
小川村	村長
長野中央警察署	署長
須坂警察署	署長
長野南警察署	署長
千曲警察署	署長
千曲坂城消防本部	消防長
長野地域振興局	局長
長野保健福祉事務所	所 長
長野建設事務所	所 長
須坂建設事務所	所 長
千曲建設事務所	所 長

## 本協議会のアドバイザーは以下のとおり

### 参加機関

(アドバイザー)

国土交通省 北陸地方整備局 千曲川河川事務所

気象庁 長野地方気象台

長野県 危機管理防災課

長野県 河川課

東京電力ホールディングス株式会社 リニューアブルパワー・カンパニー 犀川事業所

#### 3 長野圏域(千曲地域)の河川の概要

長野圏域(千曲地域)(以下、「千曲地域」という)は、長野県における信濃川水系の 上流域に位置し、千曲市、埴科郡坂城町の1市1町で構成されています。

千曲地域の総面積は約173.43k  $m^2$ で、県全体の約1.3%を占めています。また、人口は約7.5万人で、県全体の県全体の約3.6%を占めています。千曲地域内の河川のうち、千曲川は国管理であり、他の一級河川は県が管理しています。現況は表-1のとおりです。

県管理河川の特性は、上流山間部では急峻な渓流を形成し、下流平坦部では緩やかな流れとなり築堤がなされています。その中間部には、扇状地が形成され、一度洪水が発生すると、氾濫した水が河川に戻ることなく扇状地を拡散するように広がるため、溢水による大きな被害が予想されます。また、築堤部での越水や内水被害にも留意する必要があります。

千曲地域内の築堤区間は沢山川では千曲川合流点から 4.2km となっています。 また、近年の災害の発生状況は表-2のとおりとなっています。

表一1	【千曲地域の河川現況】
1 1	A   田子田で数マン1円プロプロル

X = 1			
	総面積(k m²)	県管理河川数	左欄の河川延長(km)
千曲地域	173. 4	14	44. 3
県全体	13, 561. 6	737	4, 802. 7
県全体に対する割合	1.3%	1.9%	0.9%

表-2 【近年の災害発生状況 (千曲地域)】

~ · · ·	1 / 1 / 1 / 1 / 1		
年月日	河川名	原因	被害状況
S56. 8. 23	沢山川	台風 15 号	床上浸水 96 戸、床下浸水 271 戸
S57. 9. 12	沢山川	台風 18 号	床上浸水 200 戸、床下浸水 205 戸
S57. 9. 12	更級川	台風 18 号	床上浸水 15 戸、床下浸水 32 戸
S58. 9. 28	沢山川	台風 10 号	床上浸水 305 戸、床下浸水 88 戸
S58. 9. 28	荒砥沢川	台風 10 号	床上浸水 34 戸、床下浸水 13 戸
S60. 6. 30	沢山川	台風6号	床上浸水 76 戸、床下浸水 143 戸
H11. 8. 15	更級川	熱帯低気圧	床上浸水 23 戸、床下浸水 37 戸
H22. 7. 2∼7	荒砥沢川	梅雨前線	床上浸水 1 戸、床下浸水 17 戸

千曲地域の河川図



 凡例

 —— 大臣管理区間

 —— 長野県管理区間

## 4 千曲地域の取組状況と課題

千曲地域における減災対策について、各構成員が現在実施している洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての取組及び課題を抽出し、以下のとおりとりまとめた。

## ① 情報伝達等に関する事項

項目	現状	課題
想定される 浸水リスクの 周知	河川 (沢山川(水位周知河川)、三滝川、 佐野川、更級川、荒砥沢川、女沢川) につ いて、計画規模の降雨による浸水想定区 域図 (浸水範囲、浸水深さ) が策定され	にする必要がある。そのため家屋倒壊危
洪水時における河川水位等 の情報の内容	<ul><li>○千曲地域に雨量計が5基設置されている。</li><li>○千曲川に1基(杭瀬下)、沢山川に2基(沢山川、生萱)、更級川(八幡)に1基水位計が設置されている。</li><li>○沢山川の沢山川水位計には量水標が設置されている。</li></ul>	<ul><li>(4) 雨量情報空白区域がある。</li><li>(5) 水位計が必要な地域がある。</li><li>(6) 水位周知をすべき河川がある。</li><li>(7) 量水標が必要な地域がある。</li></ul>

市町村への情報提供と避難 勧告等の発令 基準	れがある場合には、建設事務所長から関係首長に情報伝達を行う。 ○建設事務所担当者(水防当番)から関係 自治体防災担当者に対して情報伝	
	達を行っている。 ○避難勧告等は地域防災計画に記載し それに基づいて発令している。 ○沢山川(水位周知河川)では水防警報 等で水位情報を提供している。	(10) 避難勧告等の発令基準の具体化、 地域防災計画の修正が必要。 (11) 避難勧告等に係る判断や伝達に係 る詳細なマニュアルの整備。
	<ul><li>○千曲川(洪水予報河川)では水位情報や水位上昇予測を提供している。</li></ul>	(12) 避難に必要な時間を確実に確保する必要がある。(タイムライン)
	○国交省や気象台のホットラインから の情報を参考に発令を行っている。	(13)災害時要配慮者に留意が必要。 (14)情報の一元管理が必要。
	○気象庁 HP や防災情報システムで流域 雨量指数の予測 (洪水警報の危険度分 布、流域雨量指数帳票)を提供している。	(15)避難等の判断に必要な情報を確実かつ、わかりやすく提供するとともにその活用を促進する必要がある。
	○長野県防災情報システムにより、災害 関連情報をメディア等を通じて地域住 民へ情報提供している。また関係機関間 での情報共有も行っている。	
項目	現、状	課題
避難場所避難経路	○千曲市は平成 26 年 3 月 (以降毎年見直し)、坂城町は平成 29 年 6 月に千曲川の浸水想定区域を見直しした洪水ハザードマップを作成し全戸配布で周知	模降雨での浸水想定区域の見直しが必 要。
	城町は土砂災害も併記)。	(17) 避難時の危険に配慮して、多様な 避難方法を選択できるようにする必要 がある。
	○千曲市は想定最大規模降雨による浸水想定区域のハザードマップとなっていないため、県管理河川見直し後に作成予定。	(18) 洪水以外の危険(土砂災害、地震、 火事等) への活用に向けた検討が必要。
	· / = 0	(19) 住民周知が不十分、取組強化が必要。
		(20) 大災害時の避難、市町村を越える 広域避難、長期の避難に向けた検討が必 要。

住民等への情報伝達の体制や方法	○雨量・水位情報等をホームページ(長野県河川砂防情報ステーション)により公表している。 ○避難情報を屋外告知放送、メール配信、緊急情報メール、広報車などにより伝達している。 ○直轄管理区間は防災エリアメールやツイッター等により情報を伝達している(直轄区間は5月より配信中)。	(21) 危険度等を住民がわかりやすく見られる情報発信が必要。 (22) インターネット及び携帯電話未利用者への情報提供が必要。 (23) 防災行政無線について荒天時の聞き取りにくさ、聴力低下者への配慮が必要。 (24) 防災行政無線代替の情報伝達手段を検討。 (25) 直轄区間以外でも情報配信するためメール登録者の増進を図る必要がある。 (26) 災害危険時に確実な情報提供をする必要がある。 (27) 外国人に向けた情報伝達を充実強化することが必要。
関係機関との連携	<ul><li>○建設事務所の庁舎電話は就業時間以外留守電になってしまう。</li><li>○緊急時に建設事務所の公用携帯電話につながらないことがある。</li></ul>	(28) 就業時間外の建設事務所の緊急時 連絡体制を強化する必要がある。
避難誘導体制	<ul><li>○避難誘導は、市町職員、警察、水防団員、自主防災組織等の各組織が協力して実施している。</li><li>○水防活動を行う水防団が避難誘導等の任務も担っている。</li></ul>	(29) 迅速避難が可能となるよう、組織 毎の役割分担の明確化が必要。 (30) 構成員の人員減への対策が必要。 (31) 水防活動の省力化、団員の確保が 必要。 (32) より実践に即した訓練が必要。

## ② 水防に関する事項

項目	現状	課題
河川の巡視	○重要水防区域を定め、建設事務所ホームページで公表している。	(33) 重要水防区域が多く、優先的に監視・水防活動をすべき箇所の特定が困難。
	○出水期前に水防団、自治体等と危険箇所 の共同点検を実施している。	(34) 住民が重要水防区域を知らない。
	○出水時には、河川管理者と水防団等がそれでれ河川巡視を実施している。	(35) 点検個所の経年状況把握(カルテ) と見直しが必要。
		(36) 効率的な巡視方法、役割分担を検 討。
		(37) 点検箇所数に対応したマンパワーの強化が必要。
水防資機材の 整備状況	○水防資材(土のう袋、ロープ、ブルーシート等)を各機関の水防倉庫等に備蓄。	(38) 装備品の情報共有、使用融通の検討 が必要。
		(39) 装備品等の確実な確保、交換が必 要。
自治体庁舎、 災害拠点病院 等の水害時に	○大規模な水害時には、庁舎等が浸水し機 能が低下・停止する恐れがある	(40) 災害時の対応拠点となる庁舎等に ついて耐水化対策が必要。
おける対応	る対応 ○ライフライン(電気、ガス、水道、通信) が浸水し機能が低下・停止する恐れがあ	(41) 被災時の代替機能の確保が必要。
		(42) 自主防災組織の拡充が必要。
		(43) 避難訓練等の実施。
		(44) ライフラインの耐水化が必要。
		(45) 被災時の補完機能強化が必要。

# ③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現、状	課題
	○千曲地域には大堰、生仁、五十里、西古川、鳴海、起返、余水吐、草山樋門があり、 その操作は操作規則により千曲市で行っている。	(46) 確実な操作を担保する必要がある。 (47)操作規則がない許可工作物(排水口・ 樋門等)の取り扱いが課題。
	○樋門は住民、水防団に委託して操作している。	(48) 対策車両保持の情報共有と依頼ル ール確立が必要。
	○雨宮、土口、生萱、志川地区に内水用の ポンプが整備されている。	(49) ポンプの確実な稼働の担保が重 要。
		(50) ポンプの確実な運用、人材確保。

# ④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現、状	課題
堤防等河川 管理施設の 現状の整備 状況	りたびたび浸水被害が発生している。	

※各項目の課題の番号(1)~(52)は、後述の「6. 概ね5年間で実施する取組」の内容と対応

### 5 減災のための目標

迅速かつ的確な避難や水防活動の実施及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を 実施する事で、各構成員が連携して達成すべき減災目標は以下のとおりとする。

## 【達成すべき目標】

長野圏域の流域における大規模水害に対して、 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

## 【目標を達成するための3つの取組】

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動 のための取組
- ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③ 社会経済被害最小化を図るための排水活動 や河川管理施設整備の取組

※大規模水害・・・・・想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ…・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化・・・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

### 6 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」 を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

#### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・取組機関については、 以下のとおりである。

項目	主な取組項目	備考
■洪水を河川内で 安全に流す対策 対応する課題: (35)(51)(52)	・優先的に実施する堤防、護岸等の整備【県】 ・適時、適切な維持管理の実行【県】	堤防の整備には管理型ハード対策として 堤防天端舗装を含む。 (沢山川)
■避難行動、水防活動排水活動に資する基盤等の整備対応する課題: (4)(5)(6)(7)(21)(22)(23)(24)(25)(26)(27)(28)	<ul> <li>○雨量計、水位計等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備</li> <li>・防災行政無線のデジタル化、ディスプレイ付戸別受信機の配布等【市町】</li> <li>・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備【県、市町】</li> <li>・水位計や量水標、ライブカメラ等の設置【県、市町】</li> <li>・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化【県、市町】</li> <li>・内水被害危険箇所の対策、排水ポンプの準備【県、市町】</li> </ul>	

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目、取組機関については、以下のとおりである。

## ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

項目	主な取組項目	備	考
	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図の公表【県】 ・広域避難を考慮した洪水及び内水ハザードマップの作成・周知等【県、市町】 ・ささえあいマップ、洪水及び内水ハザードマップ整備・拡充【市町】 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 【県、市町】		
■避難勧告の発令に 着目したタイムラインの作成 対応する課題: (8)(9)(10)(11)(12) (14)(15)	・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 【気象台、県、市町】 ・タイムラインに基づく首長も参加した実践的な訓練 【気象台、市町】 ・「危険度を色分けした時系列」、「警報級の可能性」 や「洪水警報の危険度分布」等の新しい防災気象情報の 利活用の検討【気象台、県、市町】		
■防災教育や防災知 識の普及 対応する課題: (4)(5)(6)(7)	<ul><li>・教員を対象とした講習会の実施【県、市町】</li><li>・小中学生等を対象とした防災教育の実施【県、市町】</li><li>・出前講座等を活用した水防災意識の普及 【気象台、県、市町】</li></ul>		

## ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

項目	主な取組項目	備	考
	・水防団等への連絡体制の再確認と SNS 等も活用した伝達訓練の実施【県、市町】		
	・住民等への情報伝達の体制強化【県、市町】		
対応する課題: (28)(29)(30)(31) (32)(33)(34)(35) (36)(37)(38)(39)	・24 時間市町からの連絡に応答できる連絡体制の強化【県】		
(40) (41) (42) (43)	・水防団同士の連絡体制の確保【市町】		
(44) (45)	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検【県、市町】		
	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施【県・市町】		
	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集指定を促進(広報誌、市のイベント、コミュニティー放送等) 【市町】		
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築【市町】		
	・内水被害危険箇所の把握及び情報共有【県、市町】		
	・災害拠点となり得る施設・資材・備品の強化等【県、市町】		

### ③社会経済被害最小化を図るための排水活動や河川管理施設整備の取組

項目	主な取組項目	備考
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実	・排水(ポンプ車)訓練の実施【県】	
施 対応する課題: (46)(47)(48)(49) (50)	・内水被害危険箇所の排水計画(案)の作成【市町】	

### 7 取組方針のフオローアップ

この取組方針に記載した事項については、各構成員において、防災業務計画や地域防災計画等に反映するよう努めるとともに、目標の実現に向け、継続的に取り組むものとする。

また、本協議会は随時出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じ、この取組方針を見直すものとする。